

国立市

# 木造住宅耐震化

診断

改修

助成制度

木造住宅を対象に、「耐震診断」および「耐震改修」の費用の一部を助成します。

昭和56年

平成12年

旧耐震基準

中地震(震度5強程度)に対応

新耐震基準

大地震(震度6強~7程度)に対応

※このうち助成対象となるのは  
2階建以下の在来軸組工法による建物

新耐震基準

※助成対象外

昭和56年の法律改正により建物に必要な耐震の基準が強化され「新耐震基準」となりました

平成12年の法律改正により耐震の基準がさらに厳しくなりました

🏠 次の要件を全て満たす場合に助成対象となります。

- 対象物件が国立市内にあること
- 対象物件が木造住宅または店舗併用住宅(住居部分の面積が2分の1以上)であること
- 対象物件が以下いずれかに該当すること
  - 昭和56年(1981年)5月31日以前に新築の工事に着手した建物
  - 昭和56年(1981年)6月1日から平成12年(2000年)5月31日までの間に新築の工事に着手した2階建以下の在来軸組工法による建物
- 対象物件の所有者であって、現在居住していること
- 対象物件に居住している者の全員が市税を滞納していないこと



耐震診断とは



お家の強度を調査、測定

お家の中の床下や  
屋根裏などを調査します

耐震診断費用の

1/2 (上限 **5万円**) を助成

耐震改修とは



お家の弱い部分を補強

おもに柱や壁、基礎を  
補強する工事をします

耐震改修工事費用の

1/3 (上限 **80万円**) を助成

# 「耐震診断」の助成制度の流れ

## 1 調査会社を決める

指定機関（調査会社）に連絡して、診断調査にかかる費用の見積もりをもらいます。見積もりをもらう時に、診断の内容や期間などもご確認ください。

**▲ 年度末までに耐震診断が完了しないと、助成金を受けることができません**

指定機関：東京都木造住宅耐震診断事務所として登録された事務所  
一般社団法人東京都建築士事務所協会立川支部の正会員である事務所

## 2 市役所（都市計画課）へ「耐震診断助成金」を申し込む（12月末まで）

### 耐震診断助成金の申請書類

- ① 国立市木造住宅耐震診断助成金交付申請書
  - ② 同居人届兼同意書：住民票に記載のある全員の記入が必要です（お一人暮らしでも必要です）
  - ③ 家屋の固定資産評価証明書：市役所課税課（1階14番窓口）で取得してください
  - ④ 見積書の写し
- （新耐震基準での申請の場合）
- ⑤ 二階建て以下の在来軸組工法による建物であることがわかる設計図など



## 3 市役所からの連絡（助成金交付決定通知書）後、契約締結する

申請書類の確認後、「助成金交付決定通知書」を発行します。  
市役所からの連絡後、見積もりをした調査会社と診断の契約を締結してください。

**▲ 市役所からの連絡の前に契約すると、助成金を受けることができません**

## 4 契約した調査会社に「耐震診断」を実施してもらう

## 5 「耐震診断」完了後、市役所（都市計画課）へ完了報告書類を提出する

### 耐震診断助成金の完了報告書類

- ① 国立市木造住宅耐震診断助成事業完了報告書
- ② 国立市木造住宅耐震診断助成金交付請求書
- ③ 耐震診断結果報告書の写し：耐震診断を行った調査会社が作成したもの
- ④ 契約書の写し     ⑤ 明細書の写し     ⑥ 領収書の写し



## 6 助成金を受け取る

お家の調査の結果、耐震性がない建物（lw値1.0未満）と診断された場合、改修のための助成制度を利用することができます

国立市の耐震診断助成制度を利用して診断をおこなった建物が対象です

## 1 耐震施工業者を決める

- ✂ 施工業者に連絡して、耐震改修工事にかかる費用の見積もりをもらいます。見積もりをもらう時に、改修の内容や期間などもご確認ください。  
(太陽光発電システム附属耐震改修を行う場合、助成金に加算額があります。)

**▲ 年度末までに耐震改修が完了しないと、助成金を受け取ることができません**

施工業者の条件：建設工事業の建築業許可を得ている業者  
耐震改修工事後の耐震評価が行える業者

## 2 市役所(都市計画課)へ「耐震改修助成金」を申し込む(12月末まで)

### 耐震改修助成金の申請書類

- ① 国立市木造住宅耐震改修助成金交付申請書
  - ② 同居人届兼同意書：住民票に記載のある全員の記入が必要です(お一人暮らしでも必要です)
  - ③ 合意書：助成対象住宅が共有物である場合、共有者全員の合意が必要です
  - ④ 家屋の固定資産評価証明書：市役所課税課(1階14番窓口)で取得してください
  - ⑤ 見積書の写し
  - ⑥ 施工業者の建築業許可証の写し
- (太陽光発電システム附属耐震改修を行う場合)
- ⑦ 設置を想定した設計図など



## 3 市役所からの連絡(助成金交付決定通知書)後、契約締結する

- ☎ 申請書類の確認後、「助成金交付決定通知書」を発行します。  
市役所からの連絡後、見積もりをした施工業者と改修の契約を締結してください。

**▲ 市役所からの連絡の前に契約すると、助成金を受けることができません**

## 4 契約した施工業者に「耐震改修工事」を実施してもらう

## 5 「耐震改修工事」完了後、市役所(都市計画課)へ完了報告書類を提出する

### 耐震改修助成金の完了報告書類

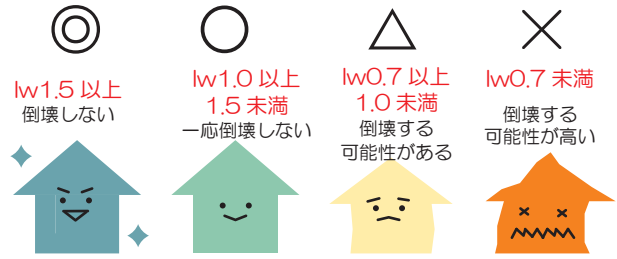
- ① 国立市木造住宅耐震改修助成事業完了報告書
- ② 国立市木造住宅耐震改修助成金交付請求書
- ③ 耐震改修完了報告書の写し：耐震施工業者が作成したもの
- ④ 契約書の写し
- ⑤ 明細書の写し
- ⑥ 領収書の写し
- ⑦ 検査済証の写し(建築確認を要した耐震改修工事の場合に必要)



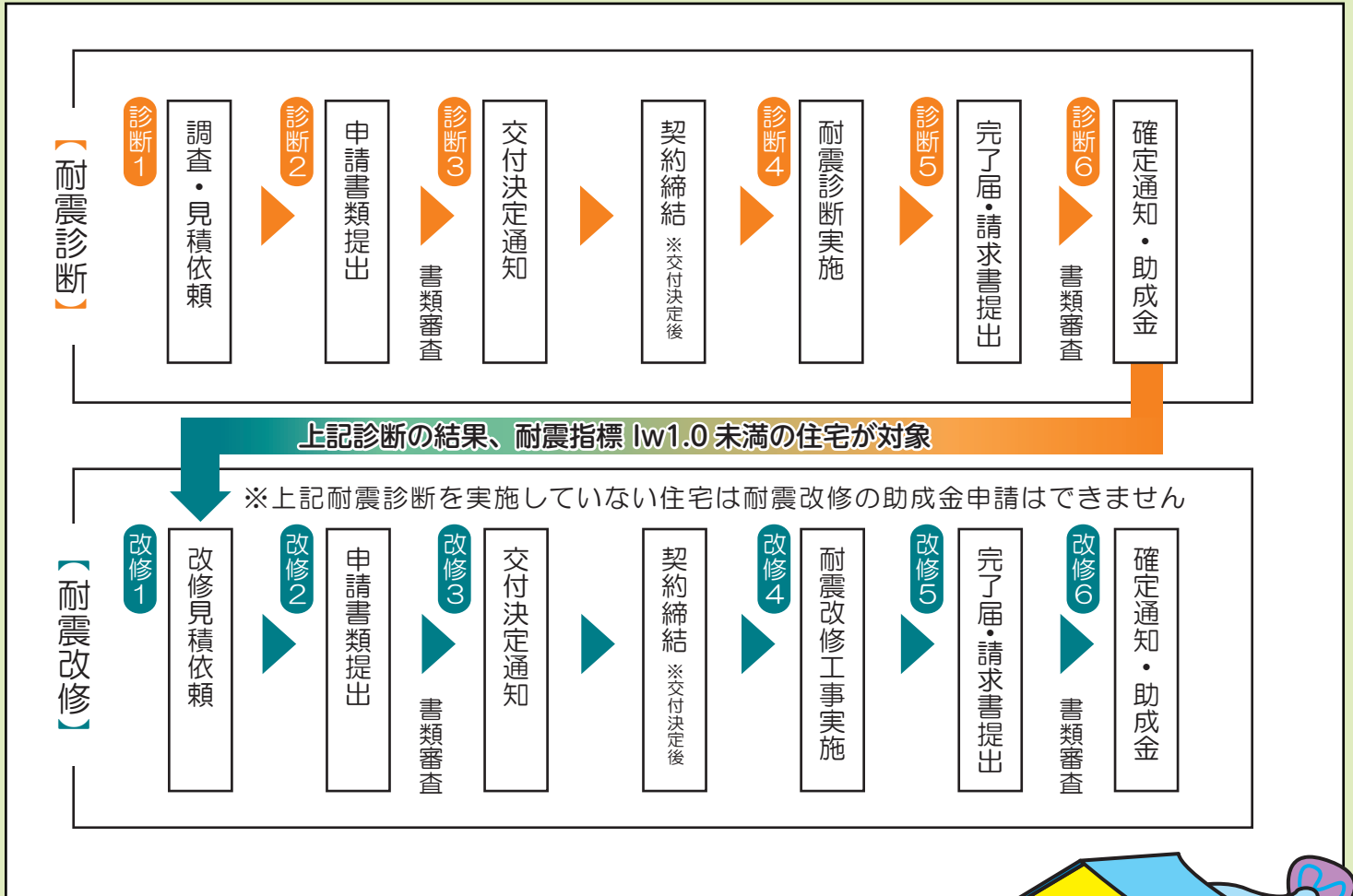
## 6 助成金を受け取る

# lw 値ってなに？

木造住宅の耐震指標のことです。  
この数値が大きい方が  
地震に耐える力があり、  
倒壊する可能性が低くなります。

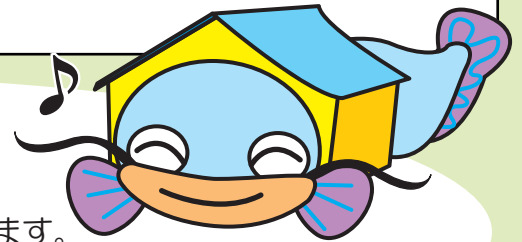


## ■助成金申請から受け取りまでの流れ



耐震改修工事をして、lw 値 1.0 以上の建物になると、  
所得税や固定資産税の優遇措置を受けられる場合があります。

詳しくは立川税務署、国立市役所課税課（1階 14番窓口）にお問合せください。



国立市役所 都市計画課 都市計画係

3階50番窓口 TEL 042-576-2111 (内線361)

